**申　入　書**

東京都教育委員会

教育委員長　木村　　孟　　殿

教育長 　　比留間　英人　殿

＜申し入れの趣旨＞

１．東京都教育委員会が、本会の「卒業式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと」（3月20日）との申し入れにもかかわらず、３月２８日、卒業式での職務命令違反を理由に４名の教職員（中学校１名・戒告、都立高校２名・戒告、特別支援学校１名・減給10分の1・1月）の懲戒処分を発令したこと、また、「卒業式で処分を受けた教職員を対象とした『服務事故再発防止研修』を行わないこと」（同月同日）との申し入れを無視して、４月４日、同研修を強行実施したことに対し改めて厳重に抗議する。

　　この卒業式処分で、卒業式・入学式等で「日の丸・君が代」を強制する10.23通達（2003年）に基づく処分者数は延べ４６１名となった（2013年12月17日付「再処分」を含む）。

２．都教委は、「卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。」（2014年3月26日付「回答」など）と常に同じ文言で、最高裁判決を懲戒処分の根拠としているが、これは最高裁判決を意図的に曲解するものである。

３．最高裁判決（2012年1月16日、2013年9月6日）では、「合憲」という文言は用いておらず、「本件職務命令が憲法19条に違反するものでない」としているが、起立斉唱行為が、「思想及び良心の自由」の「間接的制約」であることを認め、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては，本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「処分が重きに失し、社会観念上著しく妥当を欠き、懲戒権者の裁量権の範囲を超え、違法」として減給、停職の懲戒処分を取り消している。最高裁が、都教委による従来の累積加重処分に一定の歯止めをかけたのである。

また、判決は決して無条件で戒告処分を認めたものではなく、「裁量権の範囲内における当不当の問題として論ずる余地がある」と述べており、宮川光治裁判官は反対意見で「戒告処分でも重きに過ぎ、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の逸脱・濫用にあたる」（2012年1月16日）と判示している。

更に、櫻井龍子裁判官は補足意見で、教育環境の悪化を危惧して、「教育の現場において…自由で闊達な教育が実施されていくことが切に望まれるところであり、全ての関係者によってそのための具体的な方策と努力が真摯かつ速やかに尽くされていく必要がある」と述べ（2012年1月16日）、鬼丸かおる裁判官の補足意見では、「謙抑的な対応が教育現場における状況の改善に資するものというべき」と教育行政による硬直的な処分に対して反省と改善を求めているのである（2013年9月6日）。

都教委は、これら最高裁判決全体の趣旨を踏まえず、自己に都合良く解釈して処分を乱発しているのである。

４．今次卒業式で都教委は、昨年に続き１名（特別支援学校教員）に減給10分の1・1月の懲戒処分を発令した。これは最高裁判決の趣旨をねじ曲げ、ないがしろにするものである。

　　また、最高裁判決は、上記３にあるとおり、都教委に対して「自由で闊達な教育」の実施や「謙抑的な対応」を求めている。これらを考慮することなく発令された３名に対する戒告処分も断じて容認できない。

５．２０１２年以降の再発防止研修は、繰り返し長時間にわたって行われ、被処分者に内心の表白を強要し、その転向を迫るものになっている。その結果、再発防止研修の受講自体が精神的・物理的苦痛を伴うものとなっており、「繰り返し同一内容の研修を受けさせ、自己の非を認めさせようとするなど、公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容される範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性があるといわなければならない」（2004年7月23日　東京地裁民事１９部決定）との決定に違反していることは明らかである。都教委は、「累積加重処分」システムに一定の歯止めをかけられたことの「意趣返し」または「報復」として、再発防止研修を内容的にも形式的にも改悪・拡大しているとすれば、人道的にも許されることではない。司法の判断に反する違法な再発防止研修は、直ちに中止すべきである。

６．来る４月２４日の東京都教育委員会第７回定例会で入学式に係わる懲戒処分を決定すると思われる。10.23通達（2003年）から１０年以上経ち、同通達発出時の教育委員は一人もいなくなっている。私たちの申し入れを教育委員全員に伝え、同通達に係わる懲戒処分について同委員会で真摯かつ慎重に議論し、これまでの教育行政及び10.23通達を見直すことを強く求めるものである。

以上の趣旨から、以下の諸点を申し入れる。

＜申し入れ事項＞

１　東京都教育委員会第７回定例会で入学式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと。

２　最高裁判決を遵守し、「累積加重処分」を行わないこと。

３　10.23通達と懲戒処分について教育委員会で改めて慎重に議論し、これまでの教育行政及び10.23通達を見直すこと。

４　入学式で処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

５　同研修対象者に受講前報告書の作成を強要しないこと。

６　都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を研修実施予定日の前に設定すること。

２０１４年４月２１日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

　　共同代表　　岩木　俊一　　星野　直之

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０１４年４月２５日（金）。上記近藤まで文書（ＦＡＸ）で回答すること。